

事 務 連 絡  
平成18年3月29日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当者 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部 障害福祉課

### 通所施設を利用する場合の支給決定の取扱いについて

施設訓練等支援費の額の算定に当たっては、利用者負担がサービス利用量に応じた仕組みに改められることにあわせて、平成18年4月1日より利用実績払い（報酬の日額化）により取り扱うこととされたところである。

利用実績払いの導入に当たっては、土日・祝日の施設開所など施設運営の工夫により、未だ通所サービスを利用したくてもできない状態にある者をはじめ、より多くの障害者がサービスを利用できるようサービス提供基盤の整備が進むことが期待されることである。

なお、より多くの障害者がサービスを利用できるようにするという土曜日等の施設開所の趣旨の周知の徹底を欠いたために、同一の障害者が週5日を超えてサービスを利用することに関し、各種の疑義が生じている。今般、通所による指定施設支援の利用に関しては、より多くの障害者がサービスを利用できるようにするという土曜日等の施設開所の趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたのでご留意願いたい。

また、あわせてこの取扱いについて、管内市町村及び関係施設等に周知されたい。

### 記

#### 1 支給決定の取扱い

通所による指定施設支援の支給決定については、日額報酬単価が現在の通所施設支援の利用実態を踏まえ、障害者一人当たり、1月につき22日の利用が可能であるとの考え方を基礎として設定されていること、週休2日制度が定着してきていることなどを踏まえ、原則として、各月の日数から8を差し引いた日数を限度として利用することを決定しているものとみなすこととする。

なお、利用者の状態等に鑑み、原則の日数を超える支援が必要と市町村が判断した場合については、この日数を超えることを可能とする。

#### 2 受給者証等の取扱い

平成18年4月1日以降、新規に支給決定する場合には、支給決定通知書及び

受給者証の「施設支援の種類及び内容」欄に、1月当たりの利用可能日数について注意事項として記載することとする。

なお、既に受給者証の交付を受けている受給者については、改めて受給者証の記載を変更する必要はないが、市町村の判断に基づき、各月の日数から8を差し引いた日数を超える利用が必要となる場合には、必ずその日数を受給者証に記載することとする。

### 3 実施時期

1及び2の取扱いについては、利用者、関係施設等への周知等に要する時間を考慮し、平成18年7月1日以降、適用するものとする。

### 4 その他

障害者自立支援法に基づき、平成18年10月1日から施行される新しい日中活動系サービスについては、個々の利用者ごとに各月の利用日数を定めることとし、その取扱いについては、1及び2の取扱いに準じるものとする。

なお、施設の開所日数については、地域の社会資源が限られているために、未だ通所サービスを利用したくてもできない状態にある者、他の障害種別の利用者など、より多くの障害者がサービスを利用できるよう、事業者の判断により自由に設定できることとする。

## 通所施設支援（旧体系）に係る利用日数の取扱いに関する留意点

### 1 原則の日数

利用者一人一月当たりの利用日数	=	各月日数	-	8日
一月31日の月	年7月	23日		
一月30日の月	年4月	22日		
一月28日の月	年1月	20日		

### 2 原則の日数を超える支援が必要と判断される場合の取扱い

授産施設等においては、繁忙期において、週5日を超えて利用する形態も見られることから、事務連絡の記「1 支給決定の取扱い」に関し、「原則の日数を超える支援が必要」と判断される場合には、次のようなケースも含むものとして取り扱う。

#### （1）特定の授産施設において、原則の日数を超える利用が必要と判断される場合

利用者が、次の要件を満たす一の授産施設から支援を受けることを希望する場合には、当該利用者に係る支給決定について、各月の日数を限度として利用することを決定しているものとみなす。ただし、当該月を含めた過去3か月について、利用総日数が各月の原則の日数の総和を超えないこととする。

##### [ 授産施設の要件 ]

利用者に対し、原則の日数を超えて支援を行う必要があることについて、あらかじめ都道府県知事に届け出る。

#### （2）（1）に該当する者以外の者であって、現在、既に支援費制度において、恒常的に週6日の利用など、原則の日数を超えて利用している場合

この取扱いは経過的なものとし、平成18年度末までの間、現に利用している一月当たり日数の範囲内で、サービスの利用を可能とする。

なお、この場合、当該支給決定市町村は、指定事業者からその者の利用実態に関する証明書類の提出を受け、判断することとする。